更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項 							所管省庁の検討結果					
~~ TEL ET	240	所管省 内閣府 日本 日安の日は竹中卒等		提案	所管	所管省庁の検討結果							
管理番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	会議に おける再検 討項目	
280630021	28年 5月11日	28年 6月8日	6月30日	工地・建物の 所有者情報を 明確化す続人 の住所証明 書類の保存 期間を延長す ること	【要望内容】 被相続人の住所証明書類の保存期間の延長 *保存開間:5年 150年 (保存開間:5年 150年 理由】 空き地・空き店舗の利活用促進のためには土地・建物の所有者情報を明確化する必要があり、その ためには相熱党配毛消することが重要である。 しかし、相続党配手続におけて必要となる被相続人の住所証明書類(住民票、戸籍の附票等)の保 存期間は、住民基本台帳法施行令に基づき3年間とされていることから、登記手続き時に当該書類 が存在しないに対テースが発生しており、これが、登記手続きの停滞要因の一つとなっている。その ため、住所証明書類を閉鎖戸器類の保存期間と同じ150年間とすることが求められる。	所	総務省法務省	して設けられており、過去の住所の証明については、住民票の除票を 利用するほか、戸籍の附票の制度を設けて、戸籍に変動のない限り、 戸籍の附票により確認できることとしています。	不動産登記法第登記法第登記法第登記公司表示不動産2月末至16分別表示4月末 16分別表示4月末 16分別表示4月末 16分割第34条		相続による所有権の移転の登記の際には、左記のとおり住民票の除票や消除された戸籍の 開票の写しを求めることとしているところ、これらの提供をすることができない場合、登記識別 情報(登記道)にの提供等により左記の同一性を確認しています。 なお、消除された住民票及び戸籍の附票の保存期間については、住所の確認という目的に 思らして、そのような個人指数を長期間にわかり保存することが必要かどうかという観点から、 情重に検討すべきものです。 ただ、消除された住民票及び戸籍の附票の保存期限は最短期間を定めたものであり、各市 町村の実情に応じて長期間保存することは差し支えないものです。		
280720001	27年 10月31日	27年 11月18日	28年	法令手続きの原外を進めるのは、というでは、大きなののは、大きなののは、大きなののは、大きなのがは、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのできない。	【提案の具体的内容】 ・法令に基づく手続等(国 - 民、地方・民、民・民)のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、費用対効果を踏まえつつ、原則としてオンライン化等が可能となるよう、法制度を整備する。・ ・具体的な内容は、2015年6月16日のご戦略本部規制改革分科会で示されたものを参考に整備すべき、 ・	(一社)新 経済連 盟	内閣官 省	いて、曹面による手続に加え、オンラインによる手続き可能とする規定 が整備されては、官法・10条に基づき、オンライン作力の大阪手続め 状況については、同法・10条に基づき、オンライン化の状況を各省等に て公表しているとこちでございます。 しかしながら、オンライン化になじまないとされる手続中、地方自治体 が受付主体となる手続、民間事業者間で行われる書面の交付・保存等 に関しては、定期的なフォローアップが行われていないため、まさにご 指摘と同じ課題意識を持ち、「T利法用に係る基本指針」(平成27年6月 30日高度情報通信ネットワーン社会推進戦略本部決定)を受しました。 ました。 本指針にて、3.(1) 「各府省庁は、その所管する法令に基づく手続等 の全数とその概要を本年度から毎年度末時点において調査し、Webで 公表する、3.0(1法令上オンライン等によることが認められていない 手続のうち、手続の発生頻度を念頭に置きつフ、オンライン化等のため が法令の整備を実施することが有効であると考えられる手続等を検討 対象手続として設定し、その検討スケシュール等を策定する。こと、格 府省庁が所管する法令について毎年調査を行うこととしております。 (総務省)	する業年 事業者等保存 原行字に 原行字を 原行する 原行の 原子等を 原の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の 。 に の 。 に の に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	検定 総行 総務 新刺放 関で	[内閣官房] 法令上オンライン等によることが認められていない手続については、平成26年度から毎年度実施している全数調金による機即を踏まえ、「「利活用に係る基本指針」に基づき。名所省庁は、「オンライン化法等に基づは今を整備することとなっております。また、内閣官房町地市に表していては、選やかに法令を整備することとなっております。また、内閣官房町の「見直計画・を踏まえ、オンライン化等重点手続を定め、各府省庁の取組をフォローアップするともに検証・評価を行うことされている場所を指す。なお、「「利活用を促進する制度等については、引き続き検討してまいります。なお、「「利活用を促進する制度等については、引き続き検討してまいります。」とは、大いカンライン化法の適用除外とされる個別の制度・法令については、所管府省における見直しにより、オンライン化法の適用除外とされる個別の制度・法令については、所管府省における見直しにより、オンライン化が有効と判断された場合には、その都度行政手続オンライン化法の別表(適用除外)から削除し、行政手続オンライン化法の適用対象とすることとなります。		

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

	再検討の	要否を判	断するた	め、事務局だ	が提案内容に関する事実関係を確認する事項						
		所管省	内閣府での			提案	所管	FF	管省庁の	検討結果	規制改革会議に
管理番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	おける再検討項目
280720002	27年 11月1日	27年 12月9日	28年 7月20日	のために必要 な法整備に係	【提案の具体的な内容】 日本再興戦略に記載された『1利活用を推進するための新たな法制上の措置」として、 対面原則書面交付原則撤廃やデジタルファーストといった基本理念等による施策の推進と、「「利活用を妨げる既存制度の見直しとしての一括整備法、その他、電子署名法の改正、マイナボータル、電子私書箱の法的位置づけの明確化の検討等を行っていく 詳細は下記提言を参照 http://jane.orjp/topic/detail?topic.jd=458 [提案理由] 「利活用推進にあたっては、(1)基本原則・理念に沿った体系的な施策の推進、(2)「利活用を阻害する既存ルールの一括的な見直しによる加速化、(3)上記(1)と(2)を支えるための基盤の構築が必要不可欠である	(一社)新 経済連 盟	内閣官 官 総務省	現在、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律 第首四十四号。に基づき、I可法用の角性進を関っているところでき、 同法第13年において、設府は、高度情報通信ネットワーク社会の形 成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その 他の措置を講じなければならない、」とされています。	検討を予定	。 IT利活用の一層の促進を図るため、IT総合戦略本部において、「ITの利活用に関する制度整備検討会」を開催し、必要な制度整備の方向性について検討を進めてきたところです。 5 目き続き、IT利活用を促進する制度等について検討してまいります。	
280720007	27年 12月7日	28年 1月27日	28年 7月20日	スマートフォン を個人でのサフカードとして 利用	個人銀亏ガートのマルナガート化の夫現には、「しナップ全さ復場の利用C公的個人能能の利用の2 つの方注がある 「Cチップの空き領域け租状 突畳が小さ/ 名数の田途に使用することに限果があ	(一社)日 一経済連 合会	内房 閣官 省	公的個人認証サービスの署名用電子証明書及び利用者証明用電子 証明書は、電子署名等に係る地方公共団体情報シアム機構の認証 電子署名等に係る り、二重発行が禁止されています。 また、スマーションへの電子証明書のダウンロードを検討する際に は、その主体がモゾイル事業者言和材長以外となる可能性も考える は、その主体がモゾイル事業者言利材長以外となる可能性も考える は、もの主体がモゾイル事業者言利材長以外となる可能性も考える は、表の主体がモゾイル事業者言れ材長が電域的記録媒体に記録する 記事の記述業務 証明用電子証明書は、住所地市町村長が電域的記録媒体に記録する こととされています。	検討に	[内閣官房] マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとするべく、マイナンバー制度利活用範囲拡大に向けて、新幹略推進専門調査会、マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー、マイナンバー・ディが、ラリルの具体的な利活用策について幅広(検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。 「総務省」 昨年5月に関議決定された「日本再興戦略改訂2015」を踏まえ、総務省では、「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用促進の在り方に関する懇談会」において、公的個人認証サービス等の利活用促進の在り方に関する懇談会」において、公的個人認証サービス等の利活用促進の在り方に関する懇談会」において、公的個人認証サービス等の利活用促進のでリカに関する懇談会」において、公的個人認証サービス等の利活用促進の在り方に関する懇談会」において、公的個人認証サービス等の利活用促進のでリカに関する懇談会」において、公的個人認証サービス等の利活用促進のでリカに関する懇談会」において、公的個人認証サービス等の利活用促進のでリカリーに対して、対策を検討を進めてまいります。	E
280720022	28年 6月28日	28年 7月8日	28年 7月20日	第4石油類(引火点)25 (引火点)25 0 末物か可 燃料定 可 が 物へ	潤滑油(グリース、工作油剤等を含む)メーカーでは、潤滑油に係る過剰ともいえる消防法上の規制によって工場敷地や設備の有効活用が妨げられ事業展開が制約されており、多くの潤滑油関係者が消防法規制の緩和を求めている。その代表的な要望として潤滑油が属する第4石油類(引火点200以上250未満)についての危険物指定の解除がある。潤滑油は、その引火点の高さが示すように、ガソリン、灯軽油等の他の第4類危険物に比べて可燃性ガスの発生する恐れは殆どなく、かつドラム缶やベール伍等の密閉容器に充填され安全管理されている製品である。火災危険性で入かる社会的具体的に判断するひとつの指標と言える消防庁公表の火災事故代数ペデータによれば、危険物施設における第4石油類の火災発生の危険性については、直近の過去6年間(平成27年 一年近7年のガーケータにおけて、屋内貯蔵所、屋外外町部所、屋外貯蔵所等を含む全危険物貯蔵所において火災事故は全く発生しておらず、貯蔵所における第4石油類の火災発生の危険性がいかに低いが昨時に示されている。2002年の消防法改定時に実施した引火点が250以上の第4石油類の火災発生の危険性がいかに低いが時間に示されている。2002年の消防法改定時に実施した引火点が250以上の第4石油類についても危険物指定から除外して指定可燃物とした例に準して、再度検討のうえ引火点200以上の第4石油類についても危険物指定から除外して指定可燃物とした例に準して、再度検討のうえ引火点200以上の第4石油類についても危険物指定から除外して指定可燃物とした例に準して、再度検討のうえ引火点200以上の第4石油類についても危険物指定がら燃料となるにより、100円である。100円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円である10円で	工作工 利組 国工 会 石 業組 会 の は は の の の の の の の の の の の の の の の の	総務省	ギヤ・油、シリンダー油等の引火点250 未満の潤滑油は、平成13年の消防法改正による危険物の範囲の見直いの際に実施した実験結果等により、近めて火災危険性等が評価され、目き続き危険物として規制する必要があるとされました。これを踏まえ、ギヤ・油、シリンダー規制等の潤滑油は危険物の第4類引火性液体のうち、第4石油類(引火点が200以上250未満)として規制されています。	対応不可	平成13年当時から潤滑油の貯蔵、取扱い実態は変わっていません。現状として、第4石油類を貯蔵し、又は取り扱うすべての危険物施設の火災の発生状況から、直近の過去5年間(平成23年 - 平成27年)の危険物施設にあける第4類石油類に傷み火災の件数は平均158代/年、負傷者数は平均20人件、損害額は平均364906万円(モー 上で破害が発生してあり、第4石油類の火災危険性が低いとは高い線い状況です。 また、おり、第7個では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、	

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

		所管省庁への	内閣府での		提案 所	所管	F	所管省	庁の検討結果	規制改革会議に	
管理番号	受付日	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令等		_{置の} 措置の概要(対応策)	おける再検討項目
280720023	28年 6月28日	28年 7月8日	28年 7月20日	屋外貯蔵所 における現行	が第4類の他の引火性液体に比べて火災発生の危険性が低いこと及び危険物貯蔵所における貯 蔵、取扱い等の管理が徹底されている結果と判断できる。 政令では、引火点が100 以上の第4類危険物である高引火点危険物のみを貯蔵し、取り扱う貯 蔵所等ついては、特例による疑和措置を設け、その構造、設備等の基準を別途定めて保有空地幅を 減ずることができるが、高引火点危険物の屋外貯蔵所の特例における空地幅については、屋外タン 分貯蔵所の場合に比較して、特に広い基準が設定されている。	会工剤組国工同日リー会工剤組国工同日リー会油業、油協合が協国	総務省	消防法令により、屋外タンク貯蔵所は「屋外にあるタンクにおいて危 険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所、屋外貯蔵所は「屋外の場所にお 関する政令第 いて第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは31以 祭、第11条、身 (程固体(引火点が字度以上のものに限る、)、アルコール類、第7石 危険物の規制 第1石油類(引火点が字度以上のものに限る、)、アルコール類、第7石 危険物の規制 減額、第1石油類、第4石油類器としば動植物油類を貯蔵し、又は取り 扱う貯蔵所、定義され、それぞれの形態に応じて位置、構造及び設備 条の2の3、第 条の12	52 第16 訓に 対に 522	保有空地は、危険物施設が火災になった場合、又はその周囲の建築物等が火災になった場合に相互に延焼を防止するための空地であり、かつ、消防活動に使用するための空地であり、かつ、消防活動に使用するための空地であり、かつ、消防活動に使用するための空地であり、原則とりて3m以上必要とされています。原型ケック貯蔵には、タクケー足の機械的性質(厚みや材料)や気密性を有すること、タックの周囲に危険が漸離れた場合にその流出を助止するための防油機を設けること等、シス・タックの周囲に危険が影響が高れた場合に表の流出を助けます。こと、タックの周囲に危険を貯蔵に存金的不満にとしてはいます。一方、火災になった場合、層・外貯蔵所では、危険物を貯蔵に存金的飛散により、火災が拡大することや消防活動に支障を与えることが膨急されるため、屋外貯蔵所の保有空地の幅は屋外タシク貯蔵所よりも大きな数値とされています。 提案的容にある火災発生件数の情報から火災危険性の大小を判断するのは困難であり、また、上述の理由により屋外貯蔵所と屋外タンり貯蔵所で基準に差をつけていることから、要望されている保有空地の緩和は認められません。	屋
280810011	27年 11月25日	28年 2月23日	8月10日	旧態依然のの版を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	旅館業法、特に簡易宿所に関して、法律の規制、許可取得の条件、簡易宿所営業許可を取るために必要な消防法等が、全、規実的ではないと考えます。 過度の面積などは重要ではないと考えます。狭くても良いから安く泊まりたいというニーズを妨げる 根拠がわかりません。 ・トイレやシャワーなどの数や有無に関しては、適切な数を設置するということが現在の状況ですが、実際は保健所観賞のかなり偏った主観によって許可が取れないという現実があります。簡易宿所において5ペッドに一つのトイレが必要と保健所では高さわれますが、厳いすぎると考えます。20ペッドで一つ(らいで良いかと思います。更にはシャワーや風呂はなくても価格が安い宿方っても良いと思います。 その他にもフロントがなてははいけない、ペッド・コとつき、1つの離付きロッカーが必要、リネン条保管するスペースや棚が必要等々、登記簿上の使用目的が宿でなくてはいけない等々、いつの時代の習慣なのか、わからないようなルールは即時間能するべきです。 ・消防法において、カーテンは助炎のものとありますが、ペッドは木製、布団など寝具は防炎でないにも均からず、カーテンのみを防炎にする必要は無いと考えます。、 実際に歯弱宿所を開業するに当たって消防設備だけでも過剰の消防設備を求めすぎかと考えます。 実際に歯弱宿所を開業するに当たって消防設備だけでもの方の担ぎは値は必要でしょうか? 消化器と連動型でなくても良い火災報知器が各個定に封置されている程度で良いと思います。 希望としては宿所のクオリティを法律で縛るのではなく、市場のニーズで決めるので十分です。高い 価格の宿は高いりォリティが必要ですし、安い価格を求める旅行者がいてその分設備などのクォリティは低くも良いという市場原理で良いと考えます。 民泊が現ま的に認められている現状を考え、営業許可を取得して営業しようとしている人が損をすることのないよう、民泊の基準を高めるのではなく、旅館業法の機別信所営業の許可取得基準を大幅 に緩和することを期待しています。たくさんの外国人が日本に観光に来ようとしている人が損をすることのないようにして頂きたいです。	個人	総厚集省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合 も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消的法 消的法第3条 消的法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる 消防用設備等の設置及び防炎物品の使用が求められているところで す。		民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会。において、関係省庁(国土交通省住宅局 消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取まとめられました。の報告書に基プき民泊サービスが適切に推進できるよう。類別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要を考えられる消防用設備の設置及び防炎物面の使用が求められているところです。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不楽内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用的場合とによる出火のあそれが高まるとと「恵建住宅や共同任宅と比べて火災危険性が高まることが、想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防炎物品の使用を行っていただく必要があると考えています。	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

	円快討の	安省を非	断りるた	の、事務同刀	『提案内容に関する事実関係を確認する事項								
管理番号	受付日	所管省 内閣府 庁への での 総封 規楽事項 提案の具体的内容等				提案		所管省庁の検討結果					
8483	XIII	検討 要請日	回答取りまとめ日	DEX GOX	D I CHARVASI	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	おける再検 討項目	
280810012	27年 11月25日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊の規制が 緩和と推済を活 性化させる つ!	〈民泊の前提〉 民泊の基本は個人宅での空いている部屋を旅行者に貸すと言うことが基本です。 〈民泊の規制と改革の部分〉・ 1、民泊を現行の旅館法で規定すべきでなく、民泊規定法を制定すべきです。 2、民泊を現行したが、日本の政府構造を有利にする事で、自由経済の活性化と主旨に反している。 2、民泊の規定は一室に最大5人までとして人数制限をする。 4、民泊が大連・野家の部屋や鉄筋コンクリート以外に泊まらせる場合は、消火器などの安全設備の設置を義務付ける。 5、アパート、マンシュなどが鉄筋コンクリートでの場合は、現在義務付けられた設備に準じ、それ以上の条件は附加しない。 6、民泊を運営する個人もしくは斡旋事業者のどちらかは、民泊者と民泊提供者の保護の為に保険加入の義務が生じる。 7、上記の条件以外は現行法の旅館法に該当するようにする。 (民泊推進の意義) 11個人本の空室の有効利用で家族世帯の余剰収入が増える 2、旅行者が特定の一時期の増大する宿泊者に対してが宿泊施設が提供出来る。 3、最大数の旅行者を見込んで新し、ホテルや旅館を膨大な資本投下をして建て無くて良い。 4、最大数の旅行者を見込んで新し、ホテル・旅館を設大な資本投下をして建て無くて良い。 4、最大数の旅行者を見込んで新し、ホテル・旅館を設大な資本投下をして建て無くて良い。 4、最大数の旅行者を見込んで新し、ホテル・旅館を設大な資本投下をして建て無くて良い。 4、最大数の旅行者を見込んで新し、ホテル・旅館を加えとなり開散などで、宿泊客を奪い合うことも無く、ホテルや旅館の空室部分を民泊に転嫁させ、切り捨てた考えて経営をすることが出 分に、安価な低倍消施設を考える新規事業者が旅館法内で参入して来る。其れこそ自由経済社会で活性化する。 以上	個人	総厚働国通 音労 交	旅館業法 一般の住宅を活用して有價で繰り返し宿泊サービスを提供する場合 も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる 消防用設備等の設置が求められているところです。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有調者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁・加え、編成12級点から検討会」において、関係省庁(国土交政を基金を受ける。 類型別に規制を系を構築することと、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法にあいては、最低宿日到数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を支え、消防を対して、場合では、治から営業可能です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等が設置が求められているところです。 尼泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不要内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用は、高とによる出し次のおそれが高さるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。		
280810017	27年 11月26日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊の規制 緩和について	大阪府吹田市に居住しております。民泊特区で規制が緩和されたとはいえ合法的に民家の空き部屋で始めることはほぼ不可能な状態です。1、宿泊日数7日以上。これは全面値膜を希望します。ヨーロッパのような長期休暇が可能な国ならともがイアジアの多くの国は日本と同じで長期休暇が取れない国がほとかです。7泊回じことこに滞在するケースは事活に少な (接触)合いません。ボテルにも治まるが日本の文化にもふれてみたい、ホテルに1名、民泊1泊という派行客が多数あられます。2、各居室ごとにが塞・イルと前の設置とありますが現実的で有りません。私は4人兄弟です。4人とも結婚し独立しております。両親は目宅の空いた部屋の利用をいつも考えておりますが民泊の話を間にかられた。1、と思いましたが中身を見てカッカリルとい、ホームステイのような形で民泊の話を間にして窓いいと思います。そうすれば私の両親のような人の雇用や生きがい健康増進に繋がります。またこの世代でこのようなとにチャレンジできる人は豊かな知識とゆらりを持ってあられます。そのような下が旅行者に日本の文化を伝えてもらうことは事常に良いことだと思われます。また、税制上をしまったが旅行者に日本の文化を伝えてもらうことは事常に良いことだと思われます。また、税制との管理処理が行流させたがらことはできられなくなるとも同さ人ハードルが高すぎるように思いますのでは検討をお願い申し上げます。マンションの空き部屋に関しましてもハードルは非常に合いの名です。特定も推進も利りません不可能です。河南洗るからも一部が一部がよります。インションの空き部屋に関しましてもハードルは非常に合います。のでは大きな手がとまります。1、前後では野や遊離組織など・です。また、民泊のこと数中の増加を見ると万単位の増加で見ると方単位の増加です。4の分野を一窓がしてしまった。1、日本のは一部では、1、10000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円	個人	総務省当	旅館業法 一般の住宅を活用して有價で繰り返し宿泊サービスを提供する場合 も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる 消防用設備等の設置等が求められているところです。	旅館業法第3条 消防法第6条、第 17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会、において、関係省庁(国土交通省住宅局・消削庁・響祭庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成29年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき記力サービスが適比に推進できるよう、類型別に発生です。です。なお、旅館業法によいては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、泊から営業の部です。また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置等が変められているところです。民治を営む場合には、例えば、施設の事情に不要的な、不特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるとなど、戸建性宅や共同性宅と比べて火災免険性が高まることが起定されるたるの危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置等を行っていただく必要があると考えています。	184-	
280810023	27年 11月27日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊法制化 に関する提言	-あるべき民泊のルール(法制化) ~ -最低高泊日数の制限は撤廃すべきであると考えます。 - 電泊者情報に関してはarbnが側で予約する人物の個人情報は把握しているが、実際に予約する人物が異なる場合が有り。これについては同件者を含めarbnが側において全宿泊者情報の個人情報を収集するべき。したがって、民泊サービス件介者(arbn)に対してこうした信泊者の個人情報の収集保管を旅館輸送の中で義務付け、事件事故が発生した時に行政当局から照会があった時に迅速に进できる機にはつるで、民泊サービス件介着(arbn)に対している(例: 薬物使用)と疑いを持っ水元。・ホストはヴストが何らの犯罪行為に関与している。もしは実行しいる(例: 薬物使用)と疑いを持った時に、迅速に所轄醫察署へ通報するものとする。衛生及び災害時対応について、常に適切な衛生状態を維持する為、宿泊者がチェックインする前の海指作業 海線機がけ、シーツ交換・タオル交換・便器の洗浄消毒、浴室の清掃の義務化、災害対応の為に設置する器具として、家庭用に安価で販売されている火災・煙醫報機、消火器(3000円程度の備表(対けを義務化)を実施日住居を活用るた況ですの、商業ホテルの様な厳いは刺繍はそでわない、防災カードの設置、基準に合致しているか検査する為、地方自治体の保健所は事前通告の上、立ちカンイ検査する権がを保持する。 - 15出しは、1ヶ月以上泊まるケースを除き(但し、この場合はホストがゲストに対面でゴミ出し方法を接続けまる。・ 基準に対して、お日に記明し理解した事を確認する義務を負うものとする)、原則としてホストが回収して当出し方さるものとする)、近隣住民から監督の訴えがあった場合、証拠があり明白な迷惑にならない様に宿泊前に記明し理解した事を確認する義務を負うあった場合、証拠があり明白な迷惑にならない様に宿泊前と記明し理解した事を確認する義務を負うあった場合、証拠があり明白な迷惑にならない様に宿泊前の大田は対していると判断に記録していると知時に退去とせなければならないは、15年間が表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	個人	総原働国通省分交	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合 も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる 消防用設備等の設置が求められているところです。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会、において、関係省庁(国土交通省住主恩)・開防庁・警察庁・加え、編成120、職人かと検討会、において、関係省庁(国土交通省住主恩)・開防庁・警察庁・加え、編成120、取得の北京場所を表を構築することと、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法築を提出予定です。 旅館業法によいては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、「治から営業可能です。 最低限分表を表しまいる。 は、海がよ今には、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が実められていることです。 民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不実内な不特定を数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のあそれで高まるとが製造に、ア連社モや水戸日生宅と比べて火災危険性が高まるととが設定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。		

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号())については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項 : 再検討が必要(「,」に該当するもの除く)と判断し、規制シートの作成対象とす項 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		↑ 提茶内谷に関 9 る事美関係を確認 9 る事 リ	提案	所管		所管省庁の検討結果		規制改革会議に
管理番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当派		措置の 分類 措置の概要(対応策)	おける再検討項目
280810030	27年 11月27日	28年 2月23日	28年 8月10日	現状の問題と 解決策	現状の課題とその解決策楽を散発的ではありますが、記載します。法改正後の新法の具体的な楽として少しても役に立てればと思います。	個人	総原側国通 務生省土省 合当 交		黃法第3条 検 大第17条 手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局、消防庁、警察庁)も加え、幅広い観点から検討は、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。Cの報告書に基づき民泊サービスが適いに推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定また。消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低別必要と考えられる消防用設備等の設置が実められているところです。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、健保協・施設の事情に不実内な不特定多数の人が宿泊することにより不慎れな火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。) \$ \$
280810037	27年 11月28日	28年2月23日	28年 8月10日	個人の 関類 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連	前提:Airbnbでホストとして活動している立場から、実務的に問題がないことと、日本人や日本経済によい影響を与えるだろうと確信している立場からご意見を申し上げます。 主張: 「実質自宅として住んでいる家に限り、個人が短期ホームステイを受け入れることを許可すべきです。社会的背景: ・そもそも日本は来日外国人目標に対して、圧倒的に応縮不足です。当方は京都在住ですが、特に繋忙用は旅行者は旅館器屋になって大変を労されています。 国家として観光客を増やすならば、民泊はとても理にかなったキャパシティの拡大方法です。 ・また、留学生などのホームステイ受け入ればこれまで民家で行われてきました。規制するならそれも 規制してまわないと理にかなわないのではないでしょうか? ・ ホスト・民力を運営する人・グスト・窓泊する監察とします。 ・ ニュースなどでよく問題になっているような、ホストが住んでいない物件に勝手に人を住まわすのは 規制すべきこいうスタンスです。 認可条件の案: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	個人	総厚働省		漢法第3条 検手 17条	展泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立当上げた有調者会議「民泊サービス」のあり方に関する場合とはおいて、関係省庁「国土交通生民国・消防庁・襲撃庁」も加え、個広い観点がも検討し、平成28年7月最終者書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制に基立した。また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等が設置が求められているところです。民泊を置む場合には、例えば、施設の事情に不楽内な不均完多数の人が宿泊することによりで借れな火気使用設備を利えことによる出火のあされが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。	

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

:	冉検討の)要否を判	川断するため	め、事務局だ	が提案内容に関する事実関係を確認する事項							
管理番号	受付日	所篭省 内閣府 行への での 提案事項 提案の具体的内容等					所管	所管省庁の検討結果				
E/E J	XIII	検討 要請日	快部 四合取り	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	措置の 分類		する再検 質目		
280810046	27年 11月30日	28年 2月23日			旅館業法及び用途地域の見直しが必要だと思います。 民泊の場合、1棟あたりの宿泊人数が最大で名位では無いでしょうか一般の住宅と何の変わりもないのに、何十人何百人も泊まれる旅館業法等の厳しい規制の中に入るのはおかしいのではないでしょうか。 例えば、空き変を利用して、宿泊人数5人のゲストハウスを立ち上げようとするとまず用途地域で観光地に近、優良な住場港の場所では旅館ができない地域が多いです。しかし民泊の場合宿泊人数が少ないため一般の住宅と同じてはないでしょうか。 川静防においても全く同しです自動火火報知器設備、非常照明、誘導灯、不燃壁と人数に関係なく大きな工事質が必要です。 特に部屋貸しの場合、一般住宅の設備で何ら問題ないのです。 特に部屋貸しの場合、一般住宅の設備で何ら問題ないのです。 水心には、衛生面及、川路の講習を受けさせ安全管理出来る、管理者認定制を設け、旅行者の安心を確保する養務を負わせる。 宿泊建物に、明解に公示・明示を行い返隣住民の安心を得られるようにする。施設名称、連絡先施設内容ジェアタイグ、1棟後、スティタイプ、利用人数等)を明示する。 多様な宿泊形態は、旅行の楽しさを、倍増させるものです。	民間企業	総厚側国通省分 交省分 交	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合 も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法 消防法 消防用設備等の設置が求められているところです。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有調者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会、において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成20年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民力サービスが適口に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。また、消防法令には、建物の火災の危険性に応じて、最低限労更と考えられる消防用設備等の設置が必合っては、建物の火災の危険性に応じて、最低限労更・精工不実内な不特定多数の人が高泊することにより不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるとと、尹建生宅や北戸良住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。	
280810047	27年 11月30日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊の許可と	Airbnbホストです。 簡易宿泊所の許可も取得しながらも、Airbnbからも宿泊客の流入を得ています。 現在、議論が進められているであるう民泊については、幾つか制約をつければ、特段反対する理由 はありません。 幾つかの制約について、述べます。 -届出制 安全面や税制面など、行政でもある程度の把握が必要。 Airbnbのホストンミュニティなどを見ていると、火災保険の仕組みや確定申告すら理解できていない輩がわんさかいます。当然のことながら、行政の立ち入り調査も可能。 -安全面の指導 Must項目(例・消化器、避難経路、非常ベルなど)また、Nice to have (例:防炎カーテン、非常用懐中電灯等)などを明文化する。 シェアリングエコノミーの行き着(先は、とどのつまり・人の命。をどう守るか。 -対面必須対面をすることで、問題になっているグスト側の行き過ぎた行動を防ぐことは可能かと思われます。国籍が異なるうが、何と言っても「人」です、所有物を「借りる」ことで、ゲスト側もれまれた会えば気持ちに抑制がかかるのは間違いありません。 対面ありになれば、ホスト側の「ホスト」としての意識もより高まり、「民泊」の「民」が活きるとかんがえます。 他にも色々とありますが、文字数の制限もあり、ひとまずポイントと思われることを、つらつらと列記しました。		総務生省	旅館業法 一般の住宅を活用して有債で繰り返し宿泊サービスを提供する場合 も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる 消防用設備等の設置及び防炎物品の使用が求められているところで す。	旅館業法第3条 消防法第8条の 3、第17余	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会、において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成29年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民力サービスが適口に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じ、最低限金を考えられる消防用設備等の設置及び防労物局の使用が求められているところです。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建任を中間に生と比べて火災危険性が高まるこか、想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防炎物局の使用を行っていただく必要があると考えています。	
280915006	28年 7月28日	28年 8月18日	28年 9月15日	設の特例措 置について	別の製造所等の保有空地を通過して他の製造所等へ配管を製設することは、条件を満たせば認められているが、別の製造所等を通過することは認められていない。例えば、危険物製造所等を通過することは認められていない。例えば、危険物製造所があた。危険物製造所があた。危険物は一般取扱所の人を設することは、危険物にを配管で一般取扱所の人に載せて一般取扱所の内を独由して一般取扱所(へ配管敷設することは、危険物には一般取扱所 Bとは関係がないため、通すことができな配管を通すための土地を工面したり、別途ラックを新設する等が必要になり、配置に苦慮することがあり、場合によっては定義性を指なっている。 事業所ので新たに危険物配管を敷設する場合、保有空地内だけでなく、他の製造所等を通過させることが、まま所ので新たに危険物配管を敷設する場合、保有空地内だけでなく、他の製造所等を通過させることは、第少活動上問題ない他に、通過製造所等に事材等があった場合でも、当該配管を選択できるようになっており、被事が他製造所等へ処大しなして判断された場合でも、当該配管を選択できるようになっており、被事が他製造所等へ処大しなして判断された場合でも、当該配管を選択できるようになっており、被事が他製造所等へ処大しなして判断された場合でも、当該配管を選択できるようになっており、被事が他製造所等へ処大しなして判断された場合でも、当該配管を選択できるようになっており、被事が他製造所等へ処大しなして判断された場合でも、当該物質が加味されることになり、その製造所に見合った消火技権が付くことで、担保されると考える。		総務省		に係る保安距離 及び保有空地に	対応不可	危険物施設の周囲に設ける保有空地は、火災等が発生した場合に、延焼を防止し、消防活動を行うために必要な空地であるのに対し、危険物施設内は、危険物の貯蔵・取扱しが行われてあり、火災等の危険性が高い場所であることから、危険物施設内に他の危険物施設の配管を連過させることは認められません。	

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号())については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項 : 再検討が必要(「,」に該当するもの除く)と判断し、規制シートの作成対象とす項 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

公田平 日		所管省庁への	内閣府での		が提案内容に関する事実関係を確認する事項	提案 所管	所管省庁の検討結果 規格	制改革議に
管理番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体官庁		ける再検 項目
							総務省 消防法第11条第11項において、消防法上の危険物を一定の量以上貯 消防法第11条第11項に起びく危険物施設の変更許可に係る事務については、市町村長等が 意映、又は取り扱う施設の位置、構造又は設備の変更をしようとする者 危険物の規制に は、消防法に基づき、変更許可申請書を市町村長等に提出し、変更の 崇 消防法第11条第 11項に基づく危険物施設の設置・変更の許可の標準 処理期間については、消防法等に関する行政手続法施行上の留置 事項「平成6年9月28日付通知」において、神器に係る危険物施設の 種類、規模、各団体の実情に応じて設定されたい。」とされています。	
281031001				烤 穩出荷能	昨今、危険物を輸送するための船舶の大型化が進んでおり、従来の桟橋の設計基準に基づき許可された制限値を越えるサイズの船が増えてきている。 そのため、桟橋の着料側を引き上げるために、増強工事を行う場合、 1)水域専有面積変更のため、港別法に基づく海上保安部への申請 2)険物専有岸壁変更のため、港別法に基づく海上保安部への申請 3)海域における工事のため、海ル交通安全法に基づく海上保安部への申請	総務省 石油化 経済産 学工業 業省	[経済産業省] 高圧ガス保安法では、圧縮、液化その他の方法で処理することができ るガスの容積が一日百立方メートル以上である設備を使用した高圧ガ スの製造の許可を受けた者は、製造のための施設の位置、構造者しくは製造 の方法を変更しようとするときは、製造施設等変更許可申請書に変更 明細書を添付して、都造府県知事に提出し、許可を受ける必要があり ます。	
	28年 7月28日	28年 8月18日	28年 10月31日	代 情知何能 力の「危壁強の 所 所 所 所 に を 変 き 続 き き い の に た り 変 変 き 。 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	4)出荷配管の変更があれば、消防法上の危険物の場合は市消防への申請 5)出荷配管の変更があれば、高圧ガス保安法上の高圧ガスの場合は都道府県への申請		[国土交通省] 港湾法第37条第1項において、港湾区域内の水域を占用しようとする 者は、港湾の開発、利用及び保全に支障が生りないようにするため。 港湾管理者の許可を受けなければならないとされております。占期許 可については、自治事務に関わる権限であることから、各港の実情を 路まえて各港湾管理者が条例を規定し、当該条例に基づいて事務の 執行をしております。 なお、港湾法第37条第1項に関する審査基準として、「行政手続法にお 号により、標準処理期間を限引で自以内とする技術的助言を港湾管 理者に行っております。	
							意味を表現している。 清したが過安全法の前路又はその周辺海域で、特権の増強工事を行う場合、海上交通安全法第30条者しくは港側法第37条に基づく工事・作業許可の申請があった場合における、ご要望の事項については、以下のとおり対応しているところです。 清上交通安全法の前路又はその周辺海域で、特権の増強工事を行う場合、海上交通安全法第30条を基づく工事・作業許可の申請があった場合における、ご要望の事項については、以下のとおり対応しているところです。 1. 行政手続法第6条に基づき、地要に応じ、複数行政庁間で相互に連絡をとるなど、特定行政になりません。 2. 行政手続法第1条第2項に基づき、必要に応じ、複数行政庁間で相互に連絡をとるなど、特別法が適用される港内又は港の境界付近で、技権の増強工事を行う場合、港側法が適用される港内又は港の境界付近で、技権の増強工事を行う場合、港側法が適用される港内又は港の境界付近で、技権の増強工事を行う場合、港側法が適用される港内又は港の境界付近で、技権の増強工事を行う場合、港側法が適用される港内又は港の境界付近で、技権の増進工事を行う場合、港側法第30条、港側法第31条 (1) は 1)	
281031002	28年 7月28日	28年 8月18日	28年10月31日	事等的系统合消息 电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子	コンピナートの事業所を統合する場合、法的には地区が異っていても、地区を合わせて一つの事業所とみなされるが、目衛消防設備の結水栓送液能力設置基準については、それぞれの地区に事業所全体で必要な設備能力が求められている。また、事業所の敷地面積が100万m2を起える場合、施設地区の配置に関する省令第12条第五号では12m幅員通路にて、敷地を概ね四分割以上にするよう通路を配置することが求められている。地立していま事業所が発養後に総合する場合、屋外始水設備は事業所毎に設計記想なっているため、給水栓配管の圧力等。それぞれの事業所の総水栓配管を単純に接続して相互乗り入れすることは困難。そのため、地区毎上必要とされる送水能力以上の消防設備を設置しなくてはならず、地区によっては過剰な設備の設置を求められ、企業間連携、事業所統合の際に自衛消防設備が大きな事業所に引きずられ過剰負担となる。また、隣接する事業所のは第2世末の表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で	石油化 総務務済 学協会 業者	1) 石油コンピナート等災害防止法第16条では、「特定事業者は、その 特定事業所ごとに、自禽防災組織を設置しなければならない」とされて います。 一部に対えの処理量、保有する施設及び18備等の種類に応じて、新たに 一部が単元の数や必要所が支援機材を算定と直ます。 一部により、係ら自衛的災組織に大型化学消防車、再通道化学消防車、書通消 所車、中型消防車では大型化学消防車、中通道化学消防車、書通消 所車、中型消防車では大型化学流所放水車(以下「大型化学消防車、書通消 等、という。任備え付けなければならない自己に、消防車用の給か 施設として車両台数に応じた施設を備え付けなければならない自己とされて、 一等災害防止、主義、第16条第 またその能力の基準は、当該特定事業所の自衛防災組織に看入付 力なければならない大型化学消防車等の方放水能力の合計に、当該大 型化学消防車等の方が水能力が必要がありの合計に、当該大 型化学消防車等の方が水能力が必要がありの合計に、当該大 型化学消防車等の方が水能力が必要な水を行ったの上設置を養務付けており、事業所内 の存水では対して、 で、自己コンピ サート等における 型化学消防車等の方放水能力の合計に、当該大 型化学消防車等の方放水能力の合計に、当該大 型化学消防車等の方放水能力が必要な水を行ったとしたができる量の 水を供給できることとなっています。(省今第8条) 2)1月行制 方を開身に必水を行いたが表であり、で、同様の事務が組織に構入付 力を削身に放水能力によりに20分類緩が、反称することができる量の 水を供給できることとなっています。(省今第8条) 2)1月行制 7日付 消防特第143号、平成1・・8・11 立局第3号の第1におい て、レイアウト規制対象業薬所に他事業所を総合する場合、総合され る権数の事業所にの11・8・11 立局第3号の第1におい で、12条 石油コンピ 2)1日付 消防特第143号、平成1・・8・11 立局第3号の第1におい で、1日付 消防特第143号、平成1・10名の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の対策が14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の計算を14分の対すを14分の計算を14分の対すを14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分の対策が14分	